

## 【業界初】リプレイス専用自然災害補償制度 “自然災害補償 R (アール)” の運用開始のお知らせ

パナソニック ES ソーラーエネルギー販売株式会社

この度弊社では、業界初※1)となる「リプレイス専用自然災害補償制度“自然災害補償 R (アール)”」の運用を2018年6月より開始いたします。

これは三洋電機株式会社製住宅用太陽光発電システムをお使いのお客様が、パナソニック株式会社製創蓄連携システムにリプレイス（入替）された場合でも、対象システムのお引渡し日から新たに自然災害補償を10年間付帯する制度です。既設の太陽電池モジュールも含めて補償対象となるため、リプレイス後もお客様は安心してシステムをご使用いただくことができます。

弊社としましても、引き続きお客様に喜ばれる商品・サービスのご提供を目指してまいります。

### 【制度の概要 ※2)】

#### ■対象となるお客様：

三洋電機株式会社製住宅用太陽光発電システムをお使いで、対象商品（パナソニック株式会社製創蓄連携システムなど）にリプレイス（入替）されたお客様

#### ■対象機器：システム一式（太陽電池モジュールやパワーステーション、蓄電池など）

#### ■対象期間：10年

#### ■対象限度額：300万円

#### ■お支払い対象となる事由：



火災



落雷



風災・雹災



雪災



水災

など

※1.) 2018年5月現在、弊社調べ

※2.) 本制度への加入や適用には別途定める条件等がございます。詳しくは弊社までお問合せ下さい。

### 【お問合せ先】

パナソニック ES ソーラーエネルギー販売株式会社 営業企画部

電話：06-6908-8008（受付時間：平日9:00~17:00）



## 1 補償対象者

三洋電機株式会社製住宅用太陽光発電システムを設置済みで、パナソニック株式会社製の創蓄連携システムおよびパワーコンディショナに入替えされたお客様。

## 2 補償の対象となる機器

- (1) 太陽電池モジュールおよび取付架台
- (2) パワーステーションまたはパワーコンディショナ
- (3) 蓄電池(屋内設置に限る)
- (4) 接続箱(昇圧機能付含む)、表示器
- (5) (1)～(4)までの物の付属品または付属配線であって、リプレース時に供給した物(他社製含む)

## 3 補償期間

パナソニック太陽光発電システムのお引渡時より10年後の応当日の午後4時まで。ただし、下記いずれかの場合にはその時点で補償は終了いたします。

- (1) 補償される機器が滅失した時
- (2) 補償される機器の設置場所を変更した時(修理、保守または設置場所の建替のために行う場合を除きます。)
- (3) 補償対象者(所有者)を変更した時(相続による場合および別途ご通知、お手続きいただいた場合は除きます。)

## 4 補償限度額

パワーステーションまたはパワーコンディショナ1台につき300万円が限度となります(※)。<全損となりお支払いした場合は補償が終了します。>

- ※この補償は、お客様がご加入されている「他の保険や共済」から、補償される場合は「他の保険や共済」のお支払いが優先されます。
- (※)1物件に対して複数のパワーコンディショナまたはパワーステーションを設置する場合、「300万円×設置台数」が補償限度額となります。

## 5 補償の対象となる事故

- |                           |                               |
|---------------------------|-------------------------------|
| (1) 火災                    | (8) 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊   |
| (2) 落雷                    | (9) 建物内部での軽車両もしくは積載物の衝突もしくは接触 |
| (3) 破裂または爆発               | (10) 虫食いまたはねずみ食い等に起因する損害      |
| (4) 台風、せん風、暴風雨等の風災        |                               |
| (5) ひょう災                  |                               |
| (6) 豪雪、雪崩等の雪災             |                               |
| (7) こう水、融雪こう水、高潮、土砂崩れ等の水災 |                               |

## 6 保険金をお支払いできない主な場合

- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- 差押え、収用、没収、破壊等国または地方公共団体の公権力の行使によって生じた損害(消防または避難に必要な処置によって生じた損害についてはこの限りではありません。)
- 機器の自然の消耗もしくは劣化または性質による蒸れ、腐敗、変色、変質、さび、かび、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由
- 機器またはその設置のかしによって生じた損害
- 核燃料物質やこれに汚染された物の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害

- ご契約者、被保険者(対象システムの所有者)、保険金受取人またはこれらの法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 被保険者(対象システムの所有者)と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害
- 機器に加工を施した場合、加工着手後にその加工を原因として生じた損害
- 機器の修理、清掃、解体、据付、組立等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害(火災または破裂・爆発が発生した場合は保険金をお支払いします。)
- 電気的または機械的事故によって生じた損害(火災または破裂・爆発が発生した場合や不足かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合は保険金をお支払いします。)
- 盗難または紛失、詐欺または横領によって生じた損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害

## 7 事故の場合のお手続き

お買い上げいただいた後に後送される「動産総合保険加入者証」の内容をご確認のうえ、すみやかに下記窓口まで被害状況をご連絡ください。

<お客様に行っていただきたいこと>

- (1) 損害の拡大防止または軽減につとめること
  - (2) 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度およびこれらの事項について証人となる方があるときは、その方の住所もしくは氏名をすみやかに通知し、かつ保険金請求書等を提出すること
  - (3) 上記のほか、引受保険会社が保険金支払額算定のために必要とする書類や証拠となる物を求めた場合には、すみやかにこれを提出すること、その他保険金支払額算定のために引き受け保険会社が行う損害の調査に協力すること
  - (4) お客様が第三者より損害の賠償等をうけられる場合は、その権利の保全または行使または証拠および書類の入手のために必要な手続きをすること
  - (5) 修繕する場合には、応急手当・本修繕について修繕見積書を提出して保険会社の承認を得ること
- お客様が(1)～(3)を行っていただけなかった場合、保険金をお支払いできないこと、または、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

## 8 お客様情報の取扱いについて

対象システムをお買い上げいただいた販売店が取得した個人情報(住所、氏名、電話番号)は、パナソニックESソーラーエナジー販売(株)および三井住友海上火災保険(株)(以下、制度運営者といいます。)に提供されます。制度運営者は取得した個人情報を直接または業務委託先を通じて、以下の目的に利用させていただきます。

- ① 対象システムの修理・サービスおよびこれに伴う部品の交換
- ② 対象システムのリプレース専用自然災害補償制度に伴う保険契約
- ③ 上記各種事業に関するサービス・製品のお知らせ・PR・アンケート集計・分析
- ④ その他上記の①から③に付随する業務の実施

なお、制度運営者は上記の業務を円滑に進めるために協力会社等に業務の一部を委託し、必要な範囲でお客様情報を提供する事があります。その場合には、業務委託先との間で個人情報の取扱いに関する契約を結ぶ等、適切な管理・監督を行います。個人情報の提供の停止を希望される方はお買い上げいただいた販売店までご連絡ください。また、制度運営者における個人情報の取扱いについては、下記ホームページをご参照ください。

- パナソニック ESソーラーエナジー販売(株) ホームページ  
<https://panasonic.co.jp/es/pesses/>
- 三井住友海上火災保険(株) ホームページ  
<http://www.ms-ins.com/>

## 保険についてのお問い合わせ先

### 【事故時のご連絡先】

三井住友海上火災保険株式会社  
事故受付センター

**0120-258-189** (24時間365日)

### 【取扱保険代理店】

MSK保険センター株式会社 関西支社  
〒540-8677  
大阪府大阪市中央区北浜4-3-1 三井住友海上大阪淀屋橋ビル3階  
TEL : 06-6233-0186

### 【引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社 関西企業営業第一部 第一課  
〒540-8677  
大阪府大阪市中央区北浜4-3-1  
TEL : 06-6233-1561